

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆告示 土地改良事業等の縦覧  
昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号の一部改正  
鳥取県営住宅管理人設置規程の廃止  
土地の公用廃止
- 土地改良区の解散の認可  
土地改良事業等の認可  
肥料の登録  
家畜人工授精師の免許

## 告示

鳥取県告示第六百八十二号

昭和三十七年十月三十日付けで東伯郡赤碕町大字光

真山栄吉ほか十四人の者から申請のあつた安田土地改良

区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
  - ⊃ 土地改良事業計画書の写
  - ⊂ 定款の写
- 二 縦覧に供する期間  
昭和三十七年十二月二十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所  
赤碕町役場及び中山町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十三号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号（鳥取県金庫の名称、位置及び出納区域並びに金庫事務取扱者の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十七

「大阪支金庫

大阪市東区南久宝寺町二丁目

大阪支金庫派出所

大阪市東淀川区塚本町一丁目

を、

「大阪支金庫

大阪市

に改める。

大阪市東区本町四丁目

大阪支店

鳥取県告示第六百八十四号

鳥取県営住宅管理人設置規程（昭和三十年十一月鳥取県告示第五百八十六号）は、昭和三十七年十二月二十六日限り廃止する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

年十二月二十五日から施行する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大阪市

株式会社三和銀行船場支店  
取扱責任者 株式会社山陰合同銀行

大阪支店

大阪支店

鳥取県告示第六百八十五号

次の土地は、昭和三十七年十二月二十五日から公用を廃止した。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

岩美郡岩美町大字浦富字中竹ヶ下  
九八三ノ一、九八二ノ一、九八四

鳥取県告示第六百八十六号

次の土地は、昭和三十七年十二月二十五日から公用を廃止した。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市西品治字向品治一八二ノ二  
道路敷 一八坪一四

鳥取県告示第六百八十七号

昭和三十七年十月十八日付けで申請のあつた船岡町前并手土地改良区の解散について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により十二月三十日認可したから、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十八号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（暗渠排水）及びこれに伴う事業計画の変更については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年十二月二十一日認可した。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十七年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許番号 五九四 家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類 牛 住 所 鎌田啓二

鳥取県 第三四一号	五、五なたね油かす粉末	登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名 鳥取市吉方町三二二 中野嘉視	
		窒素	りん酸	加里	五・五	二・三		一・三
		全量	全量	全量				

昭和四十四年十一月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月額二五〇円(送料共)